学校体育施設使用にかかる確認書

　学校体育施設等を使用するにあたり、下記の事項について遵守し、団体の構成員全員に周知のうえ、適正な使用に努めます。

・　登録要件を満たしています。

①スポーツを目的とした活動を行う。

②団体員は、市内在住・在勤・在学する10人以上で構成している。

③登録は1校のみ。

・　船橋市学校体育施設開放事業手引きに記載されている使用上のルールを守ります。

①学校備品等を無断で使用しない。

②活動後の用具の片付けや清掃、施錠を怠らない。

③使用時間を遵守する。

④近隣の迷惑にならないよう、音や話声には十分に配慮うえ活動する。（特に朝9時までの早朝や夜間の時間帯）

　　　⑤学校敷地内では、運動中の水分補給を除き飲食禁止。

　　　⑥学校敷地内及び学校周辺では禁煙。

　　　⑦学校敷地内への車両の乗り入れは決められた場所にする。

　　　⑧学校体育施設等の使用における苦情やトラブルについては誠意をもって対応する。

・　営利目的での使用はしません。

・　学校体育施設使用登録団体登録申請書（第1号様式）に記載のとおりの活動を行います。また、登録団体員名簿（第2号様式）に変更があった場合には、速やかに連絡します。

・　団体活動時に事故が発生した場合、速やかに学校と学校体育施設開放運営委員会へ連絡します。

・　団体活動時に学校備品等を破損した場合（経年劣化や老朽化による破損を除く）、修繕等にかかる費用は団体が負担します。

・　その他、船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則等の法令や、船橋市学校体育施設開放事業手引き等に記載されている内容を遵守いたします。

令和　　年　　月　　日

船橋市教育委員会　あて

登録を希望する

学　校　名

団　体　名

代　表　者